

令和7年度小麦の輸入先国の多元化に向けた調査業務仕様書（案）

1 業務名

令和7年度小麦の輸入先国の多元化に向けた調査業務

2 業務の目的

世界の食料需給は、世界の人口増加等による食料需要の増大や異常気象による生産減少、新たな感染症や地域紛争等の発生による輸入や人の移動の一時的な停滞等、我が国の食料の安定的な供給に影響を及ぼす可能性のあるリスクが高まっており、今後もこのような状況が続くことが予想される。

こうした中、我が国の小麦の主な輸入先（銘柄）である米国北西部（ウェスタン・ホワイト（WW）、ハード・レッド・ウィンター（セミ・ハード）（HRW（SH））、ダーク・ノーザン・スプリング（DNS））、カナダ（カナダ・ウェスタン・レッド・スプリング（1CW）、豪州西海岸（オーストラリア・スタンダード・ホワイト（ASW））で不測の事態が生じた場合に備えて、引き続き小麦の安定的な輸入を確保するためには、輸入先及び銘柄の多元化を図ることが重要と考えられる。

このため、代替輸入の可能性のある地域及び銘柄について、新たに想定される代替輸送ルートを確認するための調査（輸送ルート、輸出施設、検査体制等）を行う。

3 実施期間

契約締結日から令和8年2月24日（火）までとする。

4 業務内容

(1) 調査対象地域及び銘柄

① フランス

ア ソフト系小麦（たん白含有率10%以下のもの）

イ ハード系小麦（たん白含有率12%以上のもの）

② カナダ東部

ア カナダ・イースタン・ソフト・レッド・ウィンター（CESRW）

イ カナダ・ウェスタン・レッド・スプリング（1CW）

(2) 調査事項

- ① 対象銘柄の生産動向（生産数量、品質の動向、主な生産地域、生産される小麦に影響を及ぼす特徴的な要因（気象及び栽培時に使用される農薬等））

② 対象銘柄の需給動向（国内需要、輸出量及び主な輸出先、在庫状況、輸出余力等）

③ 対象銘柄の価格動向（輸出価格、国内価格（U S ドル／トン））

※①～③に関しては、過去の動向（10 年程度）も含めて調査

④ 対象地域における物流の状況及び最近の動向（集荷業者・輸出業者、産地における集荷施設、産地から輸出港までの輸送手段及び能力、港湾の輸出施設の規模及び能力等）

⑤ 輸出ルートの体制

ア 想定される輸出港から日本までの輸送ルートの状況（輸送ルート及び所要日数、輸送コスト、輸送する場合の課題等）

a フランス

想定される輸出港から、スエズ運河及び喜望峰を経由して日本まで輸送するルート

b カナダ東部

想定される輸出港から、パナマ運河及び喜望峰を経由して日本まで輸送するルート

イ 輸出時の残留農薬等安全性検査の体制等

※日本への輸送については、バルクで2万トンサイズの船を想定

⑥ 対象地域における小麦関連企業に関する情報（現地に関連する穀物メジャーの戦略・動向等を含む。）

⑦ 対象銘柄の将来の生産に影響を与える可能性がある情報（生産者の動向、政策動向、種苗・農薬企業の動向等）

⑧ ①～⑦に関する写真等の情報（特に④及び⑤に係る施設等の写真）

写真については、各写真の基礎情報（撮影日、場所）のほか、写真の状況説明を200字前後にまとめて添付すること。また、写真の解像度は、原則として画素数が1280×720ピクセル以上又はサイズが320KB以上とする。ただし、政治情勢等により、写真の撮影が困難な場合は、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者（以下「貿易業務課担当者」という。）と協議を行うこととする。

(3) 調査の手法及び体制

① 請負者は、上記(2)の①～⑧に関して、対象地域の政府、関係機関の公表物や、研究所、アナリストの分析等について調査を行った上で、調査の結果を取りまとめること。

② 請負者は、調査の手法や実施体制について企画提案し、当該企画提案に基づき調査を実施すること。

③ 請負者は、上記(2)の調査等を行うに当たり、必要に応じて小麦の生育や流通等に係るコンサルタント業務を行う事業所等（請負者の支社・支店等の

ほか、再請負先、農業アドバイザー等の個人を含む。以下「現地事業所等」という。)を活用することができる。

④ 現地調査の実施

ア 現地事業所等から得た情報の検証並びに公表資料では入手できない現地の小麦需給に影響を及ぼし得る事項及びその変動・動向について調査することを目的として、対象地域ごとに1回の現地調査を行うこと。調査の規模としては、関係機関への聞き取り、産地、輸出港等の視察に計5日程度を想定し、調査箇所は、対象銘柄の生産、集荷、輸送、輸出地域とする。また、現地調査の実施に当たっては、調査項目、日程、調査箇所等について貿易業務課担当者と協議した上で現地調査計画を作成することとする。

イ 現地調査は、必要に応じて当初の現地調査計画を見直すこともあり得る。

ウ 現地調査については、必要に応じて貿易業務課担当者も同行する場合がある。なお、貿易業務課担当者に固有に係る費用は、農林水産省で負担する。ただし、貿易業務課担当者と請負者の負担が区分し難い物品・役務等に係る費用については、請負者の負担とする。

エ 世界的な感染症の拡大、紛争又は戦乱等により現地調査が困難な場合は、貿易業務課担当者と協議することとする。

(4) 報告書の作成・報告

請負者は、上記(1)の対象地域及び銘柄ごとに(2)の調査事項について、(3)の調査手法により調査した結果を取りまとめて報告書を作成し、提出するものとする。また、請負者は、当該報告書の提出後、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課が開催する会議（輸入先国多元化検討会）に出席し、報告書の内容を説明するものとする。

(5) 報告書の納付期限

令和8年1月30日（金）とする。

(6) 報告書の提出先

請負者は、報告書を上記(5)の納付期限までに電子メールにより提出する。

なお、電子メールアドレスについては、請負者に対し契約締結後に貿易業務課担当者から通知する。

5 著作権

(1) 請負者は、成果物に関する一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 請負者は、第三者が権利を有する著作物（写真、イラスト等）を使用する場合は、原作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著

作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

- (3) 請負者は、農林水産省が成果物を活用する場合及び農林水産省が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の使用に当たっては、請負者と協議の上、その利用の取り決めをするものとする。
- (4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら農林水産省の責に帰す場合を除き、請負者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、農林水産省は係る紛争等の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

6 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項は、発注者と請負者が協議の上処理する。
- (2) 請負者は、本業務実施期間中及び本業務終了後においても、発注者又は貿易業務課担当者から本業務に関して問合せ等があった場合は、誠実に対応する。
- (3) 環境負荷低減の取組として、請負者は、本業務の遂行に当たって、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）等の関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別記様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

別記様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

エ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当

・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）	☐	☐

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）